

令和元年規則第10号

○学校法人横浜商科大学公益通報等に関する規則

〔 令和元年 9 月 28 日 〕
制 定

（目的）

第1条 この規則は、学校法人横浜商科大学（以下「法人」という。）の業務に関し、法令、学校法人横浜商科大学寄附行為、学内諸規定（以下「法令等」という。）に違反する、又はそのおそれがある不適切な行為並びに教育、研究及び法人の管理運営を妨げる、又はそのおそれがある不適切な行為（以下「法令違反行為等」という。）に対する通報、相談及び対応を適切に取扱うために必要な事項を定め、通報者の保護を図るとともに、法人における法令等の遵守の強化とその健全な発展に資することを目的とする。

2 この規則に定める場合のほか、法人における公益通報者保護に関する取扱いについては、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）の定めるところによる。

（公益通報等の定義）

第2条 この規則において「公益通報等」とは、法人の業務に関し、組織的又は個人的な法令違反行為等が生じ、又はまさに生じようとしていることについて、第4条で定める通報者が通報及び相談することをいう。

2 次の各号の規程で定める通報及び相談は、各号の規程に定めた窓口引継ぐものとする。

(1) 学校法人横浜商科大学キャンパス・ハラスメント防止規程

(2) 横浜商科大学公的研究費取扱規程

(3) 横浜商科大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する規程

（窓口）

第3条 公益通報等は、監査室が窓口となる。

（通報者）

第4条 監査室は、次の各号に掲げる者（以下「公益通報者」という。）から公益通報等を受け付ける。

(1) 学校法人横浜商科大学において業務に従事する全ての労働者（派遣会社社員等を含む）

(2) 取引事業者の労働者

(3) 法人の業務に関わる者

2 学生、聴講生及び科目等履修生は、公益通報者に準じるものとする。

(通報)

第5条 公益通報等は、窓口宛の電子メール、書面（別紙1）及び面会により受け付ける。

2 公益通報等は、原則として実名で行うものとする。ただし、監査室は、通報対象事実を確認することができる十分な根拠がある場合、匿名であることを理由にその受付を拒んではならない。

3 監査室は、公益通報者が電子メール又は書面によって公益通報等を行った場合、公益通報者に対し、当該公益通報等を受け付けた旨を速やかに通知するものとする。

4 公益通報等を受け付けた場合、監査室は、直ちに理事長にその内容を報告するものとする。

(公益通報者の保護)

第6条 理事長は、公益通報者が公益通報等を行ったことを理由として、当該公益通報者に対し、解雇、減給、派遣契約の解除、その他の不利益な取扱いを行ってはならない。また、当該公益通報者の職場環境が悪化することがないように適切な措置をとらなければならない。

(公益通報者の禁止事項)

第7条 公益通報者は、虚偽の通報、不正の利益を得る目的、法人又は第三者に損害を加える目的及びその他の不正の目的を持って公益通報等を行ってはならない。

2 前項による公益通報等は、この規則の適用を受けないものとする。

3 職員が虚偽の公益通報等を行った場合、理事長は、学内規定に基づき懲戒処分を科すものとする。

(相談への対応)

第8条 監査室は、公益通報者から法令違反行為等に関する相談を受け付けた場合、その内容に応じて、迅速かつ適正に対応を行う。

(通報への対応)

第9条 監査室は、公益通報者から法令違反行為等に関する通報を受け付けた場合、速やかに事実関係の調査を開始する。

(調査)

第10条 監査室は、公益通報等の事項について、書類、実地、聞き取りその他の適切な方法により調査を実施する。また、当該公益通報等の対象となった役員、評議員及び職員（以下「被公益通報者」という。）に対し資料の提出及び事実関係の説明等を要請できる。

2 理事長は、公益通報等の事項に関する事実関係を調査する場合、調査委員会を組織し、設置す

ることができる。

- 3 調査の実施にあたって専門性を要すると判断した場合、理事長は、外部の専門家に意見を求めることができる。

（遵守事項）

第11条 監査室及び調査に携わる全ての者（以下「調査担当者」という。）は、その職務の遂行にあたって、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 公益通報者、被公益通報者及び第三者の権利又は正当な利益を侵害してはならない。
 - (2) 被公益通報者及び調査の対象となった部局の業務の遂行に著しい支障を与えてはならない。
 - (3) 常に公平不偏の態度を保持し、全て事実に基づいた調査を実施しなければならない。
 - (4) 個人情報保護に努め、職務上知り得た事実を正当な理由なく他に漏洩してはならない。
- 2 調査担当者は、その職を離れた場合であっても、前項に定める事項を遵守しなければならない。
- 3 自らが関係する公益通報等の事案については、その取扱いに関与してはならない。

（調査の協力）

第12条 公益通報等の事実関係の調査に関して協力を求められた者（以下「調査協力者」という。）は、正当な理由なく、これを拒否してはならない。

- 2 調査協力者は、調査担当者からの依頼に誠実に対応するものとし、虚偽及び事実の隠蔽などの不適切な行為を行ってはならない。
- 3 調査協力者は、正当な理由なく、調査の依頼内容及びその結果を他に漏らしてはならない。

（是正措置の実施及び懲戒処分等）

第13条 理事長は、調査の結果、法令違反行為等が確認された場合には、速やかに是正措置及び再発防止策（以下「是正措置等」という。）を講じなければならない。

- 2 職員が法令違反行為等を行った場合、理事長は、学内規定に基づき懲戒処分を科すものとする。
- （公益通報者への通知）

第14条 監査室は、公益通報者に対して、当該通報対象事実の有無、法令違反行為等が明らかになった場合の是正措置等を速やかに通知しなければならない。ただし、匿名での公益通報等については、この限りではない。

（事後確認）

第15条 監査室は、是正措置等を実施後、次に掲げる事項を継続的に確認しなければならない。

- (1) 法令違反の再発がないこと
- (2) 是正措置等が機能していること
- (3) 公益通報者への不利益な取扱いがないこと

（改廃）

第16条 この規則の改廃は、理事会の議を経て、理事長が行う。

附 則

- 1 この規則は、令和元年9月28日から施行する。
- 2 この規則の制定により、学校法人横浜商科大学公益通報等に関する規則（平成22年3月30日制定）は、廃止する。

別紙1

公益通報記録

年 月 日

記入者氏名 _____ 印

公益通報者氏名		通 報 日	月 日
公益通報者の所属等	横浜商科大学		
	その他		
調査結果の送付先	自宅		
	職場		
	その他		
通 報 の 内 容			
通報対象者氏名・所属等			
違反行為等の内容（時期、場所、違反内容等具体的に記入のこと）			
証拠書類等の有無： 有 ・ 無			
有る場合は内容を記述			

- ① 学校法人横浜商科大学公益通報等に関する規則に基づき、公益通報者は保護され、不利益な取扱いを受けることはありません。
- ② 法人関係者で、虚偽の通報や不正を目的とする通報を行った場合は、学内規定により懲戒処分等を受けることがあります。
- ③ 事実確認等のため、協力をお願いすることがあります。
- ④ 全ての事項を記入する必要はありません。可能な範囲でご記入ください。
- ⑤ 通報は、原則として実名でお願いします。十分な根拠資料とともに通報した場合、匿名の通報も受け付けることができますが、事実関係の調査を十分に行うことができない可能性があります。